

議案第18号

新座市下水道条例の一部を改正する条例

新座市下水道条例（昭和56年新座市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(使用料の徴収) 第15条 [略] 2 使用料は、納入通知書による払込み、集金、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付の方法により2か月分まとめて徴収する。</u> ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。 3・4 [略]	(使用料の徴収) 第15条 [略] 2 使用料は、納入通知書による払込み、集金、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付の方法により2か月分まとめて徴収する。</u> ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。 3・4 [略]

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間における改正後の新座市下水道条例第15条第2項の規定の適用については、同項中「指定納付受託者」とあるのは、「指定納付受託者若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第19条第3項に規定する指定代理納付者」とする。

令和4年2月21日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。